

| | | | | | | |
|----|---|----|-------|------------|-------|------|
| 陳情 | 受理番号 | 37 | 受理年月日 | 令和7年11月26日 | 付託委員会 | 教育福祉 |
| 件名 | こども性暴力防止法施行前に児童相談所・里親・養護施設の実態調査を求める 陳情 | | | | | |

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

こども性暴力防止法 施行前に 児童相談所・里親・養護施設の 実態調査と求める陳情

こども性暴力防止法が令和8年12月に施行され
決まりながら、児童相談所が強制介入し、
不当、誤認、行き過ぎた保護で親子を引き離し、
一時保護所、里親・養護施設での
強制によるわいせつ可行が全く予防が
できおらず、罰則も半端に比べて軽い。

沖縄県では、2023年5月に小学校2~7回も
面接記念品改さん、ねつ造し、沖縄中央胆相が
強制わいせつ、没収(ポル)製造の
おとましい事件が玉江22~3かースーーーーの
空港から発見し、永山の一角である。

これは、完全宝宝でSOSの声も
聞へ、それを、社会的養護下の問題を
国、県に意見してこれからも
要請改善します。